（参考様式７）

誓　　約　　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

郡 上 市 長　　様

所在地

|  |
| --- |
| 名称 |

代表者職氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |
| --- |
|  |

介護保険法第115条の45の5第2項及び下記に掲げる事項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |
| --- |
| (1)　指定申請をした事業者（以下「申請者」という。）が、法人でない。  　(2)　申請者が、郡上市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年郡上市告示第9号）に従って適正な事業の運営をすることができないと認められる。  　(3)　申請者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事業所を管理する申請者の使用人であって、申請者の事業所又は申請者が開設した施設を管理するもの（以下「役員等」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である。  　(4)　申請者が、法その他国民の保健医療又は福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である。  　(5)　申請者が、政令第35条の3各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である。  　(6)　申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料等」という。）について、当該指定申請をした日の前日までに、これらの法律の規定による滞納処分を受け、かつ、当該滞納処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該滞納処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該滞納処分を受けた者が、当該滞納処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者である。  　(7)　申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項の規定による聴聞の通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）である。  　(8)　申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。ただし、当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして市長が認めるものに該当する場合を除く。  　(9)　申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条第1項の規定による聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものである。  　(10)　申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものである。  　(11)　第9号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、第9号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものである。  　(12)　申請者が、指定申請前5年以内に居宅サービス等又は事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者である。  　(13)　申請者の役員等のうちに（４）から（７）まで又は（９）から（12）までのいずれかに該当する者のあるものである。  (14)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同法第2条第6号に規定する暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者である。 |